

国債市場特別参加者制度運営基本要領 新旧表

現 行	変更後（令和4年4月以降に発行される国債（国庫短期証券を含む）の入札から適用）
<p>第2 国債市場特別参加者の指定</p> <p>1 指定基準</p> <p>（略）</p> <p>(1) 前々四半期の初日以降に入札の方法により発行されたすべての国債（国庫短期証券を含む。以下同じ。）について、それぞれの入札（第4・5の国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札（以下「第Ⅱ非価格競争入札」という。）を除く。以下同じ。）において、相応な価格で、発行予定額（それぞれの国債の入札で財務省がオファーする発行予定額をいう。以下同じ。）<u>の5%以上に相当する額を応札していること。</u></p> <p>（略）</p> <p>第3 国債市場特別参加者の責任</p> <p>（略）</p> <p>1 発行市場における応札責任及び落札責任</p> <p>(1) 応札責任</p>	<p>第2 国債市場特別参加者の指定</p> <p>1 指定基準</p> <p>（略）</p> <p>(1) 前々四半期の初日以降に入札の方法により発行されたすべての国債（国庫短期証券を含む。以下同じ。）について、それぞれの入札（第4・5の国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札（以下「第Ⅱ非価格競争入札」という。）を除く。以下同じ。）において、相応な価格で、発行予定額（それぞれの国債の入札で財務省がオファーする発行予定額をいう。以下同じ。）<u>に応札責任割合（次の算式により算出した割合（1未満の端数があるときは、その端数は切り上げる。）をいう。以下同じ。）を乗じた額以上に相当する額の応募を行っていること。</u></p> $\text{応札責任割合（パーセント）} = \frac{100}{n}$ <p><u>nは特別参加者の数とし、第2・1におけるnは前々四半期の初日時点のnとする。</u></p> <p>（略）</p> <p>第3 国債市場特別参加者の責任</p> <p>（略）</p> <p>1 発行市場における応札責任及び落札責任</p> <p>(1) 応札責任</p>

すべての国債について、それぞれの入札において、相応な価格で、発行予定額の 5% 以上に相当する額で相応の額を応札すること。ただし、財務省は、これらの応札のうち、市場実勢から著しく乖離し、相応な価格でないと判断されるものについては、応札として認めないこととする。

(略)

#### 第4 国債市場特別参加者の有する特別資格

(略)

##### 5 国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札への参加資格等

(略)

###### (3) 基準応札係数

① 財務省は、各四半期中に発行されるすべての国債の入札が終了した後、当該四半期及び前四半期中に発行し、及び発行する当該国債と同じ名称の国債について、それぞれの入札における発行予定額のうち、各特別参加者の価格競争入札及び第Ⅰ非価格競争入札又は利回り競争入札の応札額（第3・1(1)により、財務省が、相応な価格でないと判断したものを除く。）が占める割合（百分率で小数点以下第2位未満を切り上げて表示したもの。ただし

① すべての国債について、それぞれの入札において、相応な価格で、発行予定額 に応札責任割合を乗じた額 以上に相当する額で相応の額を応札すること。ただし、財務省は、これらの応札のうち、市場実勢から著しく乖離し、相応な価格でないと判断されるものについては、応札として認めないこととする。

② 特別参加者の異動があり、当該異動を勘案して応札責任割合を算出した結果、応札責任割合が変更となる場合には、当該異動に係る公表を行った後、1ヶ月以内に、当該異動を勘案して算出した新たな応札責任割合を各特別参加者に通知する。

③ 新たな応札責任割合は、財務省から各特別参加者に通知された月の翌月に発行されるすべての国債から適用する。

(略)

#### 第4 国債市場特別参加者の有する特別資格

(略)

##### 5 国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札への参加資格等

(略)

###### (3) 基準応札係数

① 財務省は、各四半期中に発行されるすべての国債の入札が終了した後、当該四半期及び前四半期中に発行し、及び発行する当該国債と同じ名称の国債について、それぞれの入札における発行予定額のうち、各特別参加者の価格競争入札及び第Ⅰ非価格競争入札又は利回り競争入札の応札額（第3・1(1)により、財務省が、相応な価格でないと判断したものを除く。）が占める割合（百分率で小数点以下第2位未満を切り上げて表示したもの。ただし

100%を上限とする。)を、当該直近2四半期分について単純平均(百分率で小数点以下第2位未満を切り上げて表示したもの)したものから5%を減じた値を、基準応札係数として算出する。

ただし、当該四半期及び前四半期中に、当該国債と同じ名称の国債の入札が行われなかった場合は、当該四半期以前に算出された最終の数値を基準応札係数とするものとする。

(略)

## 第7 指定基準等に係る経過措置

(略)

100%を上限とする。)を、当該直近2四半期分について単純平均(百分率で小数点以下第2位未満を切り上げて表示したもの)した値を、基準応札係数として算出する。

ただし、当該四半期及び前四半期中に、当該国債と同じ名称の国債の入札が行われなかった場合は、当該四半期以前に算出された最終の数値を基準応札係数とするものとする。

(略)

## 第7 指定基準等に係る経過措置

(略)

4 なお、第2・1(1)及び第3・1(1)に定める応札責任割合は、令和4年3月31日時点の特別参加者の数で算出し、財務省から各特別参加者に通知した上で、令和4年4月1日以降に発行されるすべての国債から適用する。